

令和6年度 熊野町立熊野東中学校 生徒指導規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するためのものである。このため、生徒が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

(登下校)

第2条 登下校の際は、安全に留意する。

(1) 始業時刻5分前には、教室に入っておくこと。

(2) 始業時刻8:20に着席していない場合には、遅刻とする。部活動の朝練習を行なった生徒も同様とする。

遅刻を繰り返す生徒に対しては指導を行なう。

(3) 欠席・遅刻の連絡は、8:10までに保護者に電話で連絡してもらうこと。

(4) 学校指定の通学路を通る。

(5) 下校時刻を守る。

下校時刻については、「部活動について」
によって定める。

(6) 自転車で登下校する場合

① 通学距離が正門より2km以上の場合、自転車通学を許可する。また、自転車点検項目すべての条件を満たすこと。

② 許可された場合、自転車の点検を受け、学校のステッカーを貼付し、所定の場所に駐輪し、施錠すること。

③ 休日の部活動も同様とする。

④ ノーヘル、あごひもを締めない、2人乗り、改造等は禁止する。

⑤ 交通ルールを遵守すること。

⑥ 違反があった場合は、自転車通学を禁止する。

違反1回: 3日間禁止

違反2回: 1週間禁止

違反3回: 無期限禁止

悪質な場合は、1回でも1ヶ月間禁止とします。(3年間通算)

⑦ 安全確保のため、次の箇所は自転車での通学を禁止する。

ア 役場の前から呉地のセブンイレブンまでの道路

イ 役場から町立図書館前を通る道路

(頭髪)

第3条 頭髪については、次のことを指導する。学習活動や運動等の教育活動の妨げとならない清潔かつ自然な髪型や長さとする。流行を追う髪型(特異な髪型)や華美なものは禁止する。

(1) 基本的な髪型

① 男子生徒

短髪を基本とし、目・耳・襟にかからない髪の長さとする。

② 女子生徒

・目にかからない髪の長さとする。

・後ろ髪が肩より長く伸びた場合、ピンで留めるか、黒・紺・茶のゴムで耳より下でくくること。三つ編みは可とする。

(2) 特異な髪型

パーマ、ストレートパーマ、カール、アイロン、変形、モヒカン、ツープロック、染色や脱色、そり込み等。

① 男子生徒

角刈りや前髪を極端に伸ばす等の流行を追ったものは禁止する。

② 女子生徒

一部だけを伸ばしたり、短く刈る等の流行を追ったりするものは禁止する。

2 違反があった場合は、特別な指導を行う。保護者にも連絡し、場合によっては保護者来校の上指導を行う。

(化粧・装飾・装身具)

第4条 次のことを禁止する

- (1) 口紅(色つきリップクリームを含む)等の化粧品類
- (2) マニキュア, シール等のつめや皮膚への装飾
- (3) ピアス, 指輪, ネックレス, ブレスレット, サングラス, ミサナガ等の装身具
- (4) 眉毛をそったり抜いたりすること。
- (5) 違反があった場合は, 特別な指導を行う。
保護者にも連絡し, 場合によっては保護者来校の上指導を行う。

(指導・身なり等)

(指導・身なり等)

第5条 校内外の学習活動および登下校(休業日を含む)の際は, 学校が定める制服等を正しく着用すること。ただし, 個別に相談があった場合は検討する。

(1) (冬服)

- ・男子 本校規定の上着, ズボン, シャツ
- ・女子 本校規定の上着, スカートまたはズボン, シャツ, ネクタイ

冬服期間: 4月~5月

10月~3月

(2) (夏服)

- ・男子 本校規定のポロシャツ, ズボン
- ・女子 本校規定のポロシャツ, スカートまたはズボン

夏服期間: 6月~9月

移行期間は, 気候を考慮し別途連絡を行う。

- ・移行期間中の服装は次の3パターンである。

①冬服 ②夏服 ③合い服

- ・男子 本校規定の半袖ポロシャツ, ズボン
- ・女子 本校規定のブラウスとスカートまたは, 半袖ポロシャツ, ズボン

第6条 本校指定の制服, ネクタイを着用し, 中学生らしい着こなしを行う。

(1) シャツ

本校指定のポロシャツ(夏季), カッターシャツ(冬季)とする。

- ① 裾をズボン・スカートの中に入れる。
- ② 本校指定のシャツの下には, 必ず衛生面を考慮し, 下着を着用する。
下着として着用するシャツは白地とし, ワンポイントは許可する。半袖体操シャツや部活動のTシャツは着用しないこと。
- (2) ズボンをずらした着こなしはしない。
- (3) ベルトは黒・紺の単色で華美でないものを必ず着用する。
- (4) スカートの丈は, 膝が全部隠れる長さとする。
・スカートを折ったりして, 丈の長さを勝手に変えたりしない。
- (5) セーター, カーディガン・ベストはVネックの黒・紺の無地とする。小さなワンポイントは可とする。
 - ① パーカー, トレーナー, 柄, ラインは不可とする。
 - ② カッターシャツの上に着用し, ネクタイが見える形のものとする。また, 着用する場合には, 袖口や裾からはみ出さないようにすること。
- (6) 靴下・ストッキング
靴下は, 男女とも白ソックス。長さは, 半分折ってつま先と上が合う程度とする。(ワンポイントは可。模様入りやルーズソックス, ルーズソックスに似たものは不可)
冬場は肌の色に合った色のストッキングをはいてもよい。
女子のタイツ・レギンスの着用については次のように定める。
 - ・期間は11月から3月までとする。
 - ・色は黒とし, 無地とする。
 - ・タイツを着用する場合には, 靴下をはかなくてもよいこととする。はく場合には色は白か黒とする。
 - ・レギンスを着用する場合には, 靴下をはくこととする。靴下の色は白か黒とする。※

レギンスについて、防寒の観点から靴下との間に肌が見えないようにする。

(7) ウインドブレーカー・マフラー・ネックウォーマー・手袋

- ① 12月～2月は、登下校時に学校指定のウインドブレーカーを必ず着用すること。
- ② マフラー・ネックウォーマー、手袋類は黒・紺・白・茶・灰色の無地とする。
- ③ 手袋、マフラー、ネックウォーマー等は校舎内では着用しない。

(8) 靴

- ① 通学靴は白の運動靴で紐付きのものとする。体育の時間にも使用できるもの。
- ② 上履き、体育館シューズ
校舎内及び体育館では、指定された上履きを履く。

(9) かばんは、本校指定の通学カバンを必ず使用すること。荷物が通学カバンに入りきらない場合は補助カバンを使用すること。

- ① キーホルダーやマスコット等不要なものは一切つけない。
- ② 変形や落書き等はしない。

(10) 名札

制服やシャツ（ポロシャツも含む）には必ずネームをししゅうすること。

2 本校規程の制服を正しく着用すること。違反があった場合は、改善を求める指導を行う。保護者連絡を行い、場合によって保護者来校の上指導を行う。

(不要物)

第7条 トランプ、ゲーム、ヘアードライヤー、ヘッドホンステレオ、ガム、菓子類、携帯電話、不必要なお金等、教育活動に不要なものは、学校に持ってこないものとする。

- (1) 学習に関する持ち物は、各教科からの指示の通りにすること。
- (2) 違反があった場合は、学校で預かり、特別な指導を行う。

(校内での過ごし方)

第8条 校内では、きまりを守って落ち着いて生活することとする。

- (1) 授業中は、教師の指示に従い、騒いだり勝手に教室を離れたりしない。授業妨害は一切しないこと。
- (2) 他の学級への立ち入りは、禁止とする。
- (3) 校舎内は、走らない。
- (4) 職員室に入る時は、自分の名前、用件等を言って許可を得て入る。

第3章 校外での生活に関すること

(校外での過ごし方)

第9条 校外では、社会のきまりやマナーを守り、安全に過ごすこととする。

(原則として、保護者の責任のもと行動する。)

- (1) 帰宅の時刻を守る。
- (2) カラオケ、ゲームセンター等中学生が入場を禁止された場所等に行ったりしない。
- (3) 危険な遊び（火遊び、エアガン、道路でのスケボー等）をしたり、危険な場所（池、川、駐車場、工事現場等）に行ったりしない。
- (4) お金の貸し借りや物の交換、あげたり、もらったりしない。
- (5) 道路を歩く時や自転車に乗る時は、次のことに気をつける。
 - ① 2人乗りはしない。
 - ② 横断歩道がないところを、渡らない。
 - ③ ヘルメットを着用する。
 - ④ 歩道や駐車場で、スケボー等に乗らない。
- (6) 下校後、学校に来る時も、お菓子やジュース等を持ってこない。
- (7) 夜間の外出は、保護者同伴で行うこと。

2 違反があった場合は、特別な指導を行う。

第4章 特別な指導に関すること

(問題行動への特別な指導)

第10条 次の問題行動を起こした生徒で、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

(1) 法令・法規に違反する行為

- ① 喫煙・飲酒
- ② 暴力・強要行為
- ③ 建造物・器物破損
(落書き、インターネットや交換日記等への悪質な書き込み、卑劣な行為)
- ④ 窃盗・万引き
- ⑤ 性に関するもの
- ⑥ 薬物等乱用
- ⑦ 交通違反
- ⑧ バイク乗車
- ⑨ 刃物等所持
- ⑩ その他法令・法規に違反する行為

(2) 学校の規則等に違反する行為

- ① 喫煙同席・喫煙準備行為(煙草等の所持)
- ② いじめ
- ③ カンニング
- ④ 家出および深夜徘徊
- ⑤ バイク乗車
- ⑥ 無断アルバイト
- ⑦ 暴走族等への加入
- ⑧ 登校後、無断外出、無断早退
(無断で教室外に出ることも含む)
- ⑨ 指導に従わない等の指導無視及び暴言等
- ⑩ その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

第11条 特別な指導のうち、反省指導は次のとおりとする。

(1) 説諭

(2) 学校反省指導(別室反省指導・授業反省指導、奉仕活動等)

- ① 別室による反省
- ② 授業観察による反省指導

③ 奉仕作業による反省指導

④ 教育相談と反省指導を複合した指導

⑤ 保護者来校による授業観察指導

⑥ 学校と保護者による協議

(3) 家庭反省指導(週休日、休日を活用する)

(反省指導の実施)

第12条 反省指導は、原則として学校反省とする。ただし、状況によっては家庭反省を週休日、休日に行う場合がある。

2 学校反省は登校させて別室で行う反省指導と通常の学校生活(授業等)で行う授業反省の2段階とする。

(1) 反省指導期間中にある定期考査等は、別室で実施する。

(2) 反省指導期間中にある学校行事や部活動の公式大会の参加は、別途協議して決定する。

(学校反省指導の期間)

第13条 別室反省の期間は、概ね3日から5日とし、授業反省の期間は、概ね5日から10日とする。ただし、問題行動の程度や繰り返し等により、指導期間を変更することがある。

(規程の周知)

第14条 生徒を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、PTA総会等で、説明を行う。

(附則)

・この規程は、平成31年4月1日より施行する。

・この規程は、令和3年4月1日より施行する。

・この規程は、令和3年11月29日より施行する。

・この規程は、令和4年6月1日より施行する。